

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	西牟田地域 (十連寺、新栄町、本町、大坪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 27日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西牟田地域は、農地耕作に携わる農業者が現在413名(うち入作者42名)であり、地域の農用地等面積180.2haを営農している。十連寺農事組合法人を中心に地域の営農が行われており、地域農業の中心は米・麦・大豆等の土地利用型農業だが、酪農などの畜産業、黒松をはじめとした植木生産が盛んである。課題としては、面積が狭小だったり、基盤整備が未整備で不整形な区域が点在したりすることから、作業の効率が悪く、担い手への集積・集約が行いにくいこともあり、次世代の担い手の確保が難しいことである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業の中心は、農地の保全の観点からも現状の米・麦・大豆の土地利用型農業と、酪農をはじめとした畜産業や植木生産の複合経営である。担い手については地域の若手農業者を中心に考えており、更に集積に努め、補助金等を活用して大規模化することで、経済性や効率性を確保し、所得の安定を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	180.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等の間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用した農地集約も考え、畦畔除去により1区画の面積を拡大して、耕作利便性を向上させることも検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構は、農地の権利移動の手段としてすでに活用し、今後も利用の拡大が考えられるが、集積を進めるためにもさらに貸借手続きの簡素化を希望する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は一定完了しているが、一部の未整備区域では必要と考えられる。しかし、受益者負担の問題があるため、負担の少ない事業があれば検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
所得の安定化を目標とし、農業普及指導員等による助言を活用し、次世代の担い手の確保を目指す。また、地域の農産品の特産化や道の駅等を使った販売強化を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
米・麦・大豆の防除作業委託について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

西牟田地域の農業者は、筑後市等も含めて耕作している人がいるため、そのような出作者を含めた話し合いが必要と考える。